

詐欺罪に問われた被告人に故意及び共謀が否定された事例

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 平成 30 年 6 月 6 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（う）第 1054 号

【事 件 名】 詐欺被告事件

【裁 判 結 果】 無罪

【参 照 法 令】 刑法 246 条 1 項・60 条、刑事訴訟法 382 条・400 条但書・336 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449570

事実の概要

一般社団法人 b 協会は、一定の周波数帯を使用する既存免許人に別の周波数帯への移行を促し、その際、移行先の周波数帯で使用する無線設備等の購入費用等を b 協会が負担することなどを内容とするいわゆる終了促進措置を講じるため設立されたもので、既存免許人である被告人に対して終了促進措置の交渉を行っていた。

被告人は、b 協会従業員の a と終了促進措置に関する交渉を行っていたところ、a から最高級の無線設備を選んで b 協会に購入してもらい、b 協会が購入した最高級無線設備（購入価格 2 億 3000 万円余り）を被告人が無償で譲り受けた後は c 社（a により設立された会社で従業員は a のみ）が 8600 万円で被告人から買い取り、そのお金で被告人が好きな無線設備を好きな時期に購入するという提案を受けた。その際、被告人はそれで大丈夫なのかと問い質したが、a が問題ない旨答えるなどしたため被告人はこの提案を受け入れた。

その後、a は、c 社が被告人に無線設備等を納品してもすぐに買い取って持ち帰ることになるが、その際に費用がかかるため納品を省略したいと被告人に提案し、被告人から了解を得たうえで、物品売買契約書、納品書のそれぞれに被告人の署名押印を得た。これをうけて、a は c 社から b 協会に対して前記購入費用として 2 億 3220 万円を請求する旨記載した請求書及び前記納品書等の PDF データを b 協会に電子メールで送信するなど

し、c 社から被告人に特定ラジオマイク等が納品され、c に前記金額を支払う必要があるなどと誤信させ、よって a が管理する c 社名義の普通預金口座に 2 億 3220 万円を振込送金させた。

以上の事実関係の下、原審である京都地判平 29・8・9（LEX/DB25561240）では、被告人に詐欺の故意及び a との共謀があったのかにつき争われたところ、原判決は、物品契約時点で、被告人には c 社が無線設備等の納品意思がないことの認識があり、かつ a との共謀があることを認定し、被告人を有罪とした。これに対して、被告人側は、再度、詐欺の故意及び共謀の有無を争い、控訴した。

判決の要旨

本判決は、まず原審が被告人に故意及び共謀を認めるにあたって認定した以下の事実を確認する。すなわち、（ア）無線設備等を納品しないことが物品売買契約に反することの認識が被告人にあること、（イ）無線設備等の納品がなされていないにもかかわらず被告人が納品書に署名押印していること、（ウ）物品売買契約が被告人らに多大な金銭的利益をもたらし、被告人と a の合意が後に問題となることを被告人が認識していたこと、（エ）a には納品意思がなく、本取引によって利益を得る目的であったこと、（オ）被告人が協会からの聴取において虚偽の供述をしていること、である。そのうえで本判決は（イ）（エ）（オ）

の事実についてはその評価が大きく異なり、(ア)(ウ)については事実それ自体に疑問があるとして、原判決が認定した(ア)ないし(オ)の事実について詳細な検討を加える。

すなわち、(ア)について、被告人がb協会の従業員であるaからの提案を、「b協会の下承を得た提案であると受け止めたとしても何ら不思議ではないし、……被告人が、この提案をaが独断でしたものであることに気付くべき契機がなければ、むしろそれをb協会自身による提案であると理解するのが通常である……納品を省略することが本件物品売買契約書の文言には反しているとしても、契約当事者間で、……契約書面上の一部の条項に従わない内容の別段の合意をしてその合意内容に従った取引が行われることは、ままあることである」ことから、「被告人が、本件物品売買契約において納品しないことが契約書面の条項に反することは理解していたにしてもその条項と異なる取り決めをすることがb協会の意図に反したものであると理解していたとまで認定することはできない。」

(ウ)について「被告人が本件一連の取引で多大な金銭的利益を得ていると即断することもできない」し「前記のとおり、被告人が、c社による無線設備等の買取提案が、b協会の下承の下に進められていると理解していたとみられることからすると、納品につき契約書面と齟齬する点があることから後にb協会との間で問題が生じるおそれのある内容であると被告人が認識していたと認定することもできない。」

さらに、(イ)、(エ)、(オ)についても詳細な検討を加えたうえで、原判決による被告人の故意ないし共謀を推認させるものとの評価を否定したうえで、最終的に、「aが本件の被害者とされるb協会の従業員で、被告人との交渉担当者であることや、被告人が、c社がaの設立した会社であることを知らなかったことを十分に踏まえる可否かで、原判決が指摘した(ア)から(オ)までの事情の認定、評価において有罪無罪を決する上で重大な差異が生じるのに、原判決は、それらを軽視ないし見落とした結果、上記(ア)から(オ)までの事情の認定、評価を誤り、被告人に故意や共謀が存しなかった可能性があることを見落とし

て、被告人を有罪と認めたものといわざるを得ない」として、被告人の故意及び共謀を否定し無罪とした。

判例の解説

本件における争点は被告人に詐欺の故意及びaとの共謀があったのかどうかである。「共謀」という文言を原判決及び本判決ともに用いていることから本件は共謀共同正犯が問題となったものとも解されうるが、被告人は無線設備が納品されていないにもかかわらず、物品売買契約書及び納品書に署名押印しており、このことが詐欺行為によって必要不可欠な行為であることから、本件では、実行共同正犯が問題となったものといえる。そのうえで、原判決及び本判決では、被告人の実行行為ないし関与行為はあることを前提に、被告人に故意及び共謀の有無が問題となった。この点、上記の通り、原判決と本判決において判断が分かれたが、それは、被告人とb協会を媒介していたaの位置づけ及びその認識に関する評価の相違によるものであった。それゆえ、ここで検討すべきは、客観的には虚偽の行為が存在する場合に、被告人と被害者たるb協会との間を媒介する者の存在・位置づけ如何が、被告人に対する詐欺罪の成否においていかなる意味を有するのか、である。以下、検討する。その際、事実が本件と類似の構造を有し、結論においても詐欺の故意を否定した最判平13・1・25(集刑280号5頁)と本件とを比較・検討することで、上記の課題に答えたい。

最判平成13年の事案は、次の通りである。交通事故により受傷した被告人が、自動車共済を利用して、休業補償金の名目で共済金を騙し取ろうと企て、真実は受傷後特約販売店の仕事を辞め、C塗装店で稼働していたのに、これを秘して受傷後の期間について特約販売店を休業した旨の内容虚偽の証明書を農協に提出し、共済課担当のH及び課長補佐のSを誤信させ手続を進めさせ、さらに決定権者である部長のNを誤信させ支払いを決定させ、支払いを受けたということにつき、詐欺罪が問われたものである。

原審である福岡高宮崎支判平11・11・4(判タ1053号105頁)は詐欺罪を肯定したのに対して、

最判平成 13 年は、被告人に詐欺の故意は認められないとして無罪とした。すなわち、被告人は H から教示を受けて事故後に転職した C 塗装店にも休業損害証明書の記入を依頼したのだが断られ、そのため自ら鉛筆書きした書面を H に提出したのだが、不正請求をするつもりであればこのような書面の提出は不要であること、もっとも、この鉛筆書き書面は H によってつき返され、結果的に書類上、転職の事実が隠されてしまい、B 特約代理店を欠勤したとする虚偽の書類のみが提出されてしまったこと、しかし被告人は事前に H に転職の事実を告げていたので支払金額は農協側が適切に判断するだろうと思っていたことなどから、最判平成 13 年は、「本件証明書の提出行為を取り出してみれば、外形的には詐欺の欺罔行為と目される面があったことは否定し難いところであるが、しかし、その際の被告人の行動及び H の対応を総合的に考慮すると、被告人に積極的に共済金を不正に受給しようというまでの意思があったとは認めがたいというべきである」として、詐欺の故意を否定した。

このように最判平成 13 年は、虚偽の申請がなされたこと、すなわち欺罔行為それ自体は否定できないとしつつ、しかし被告人の（詐欺の故意があったとすると）不可解な行動や H の対応から故意を否定したものである。本件において、詐欺を否定した結論それ自体は妥当なものと思われるが、しかし本件は欺罔行為それ自体がそもそも否定されうる事案であったと思われる¹⁾。以下、説明する。

欺罔行為とは、「人の錯誤を惹起する行為」²⁾とされるが、ここにいう「錯誤」には被害者のあらゆる錯誤が属するわけではない。というのも、詐欺罪は、不注意な人間をその不注意に基づく帰結から保護するものではないため、被害者もまた行為者の主張の真偽につき一定の注意を払うことが求められるからである。この意味において被害者には、行為者の主張の真偽につき注意して検討する責務（注意責務）が存在する。この観点からすれば、詐欺罪は、被害者のあらゆる錯誤を保護するのではなく、注意して検討してもなお錯誤に陥ったとされる場合、その錯誤が詐欺罪で保護するに値するものになるのである。そして、このこ

とから欺罔行為は、被害者側が一定の注意をしてなお錯誤が引き起こされる程度の客観的適性を備えた行為でなければならない³⁾。

この観点から最判平成 13 年を検討すると、確かに提出された証明書には虚偽の記載が存在していることから、直接担当者ではない S や N に対しては当該休業損害証明書だけを見れば、欺罔行為があったといえる。しかし被告人は直接担当した H に休業損害証明書とともに、転職後の休業に関する鉛筆書き書面をも同時に提出しており、さらに H に被告人から転職の事実も告げていたのであるから、注意して検討していれば、H は容易に虚偽の部分について認識できたといえる。そうすると、被告人の虚偽内容を含む証明書の提出行為は上述の意味での客観的適性を備えた欺罔行為とはいえず、さらに H が注意責務を果たしたともいえない。もっとも、H は客観的に見れば、被告人と共同で虚偽の記載のある書類を受理し手続を進めたともいいうところ、仮に、被告人と共済金の詐取を共謀していれば、被告人と H が共同して S ら農協を欺罔したといえる。しかし、そのような共謀がなければ、H は農協側の人間であり、H の瑕疵は H の属する農協側に帰属し、それゆえ被告人の行為は欺罔行為と評価されないのである。このように、被告人と農協を媒介する者の位置づけ如何によって、被告人の行為の意味が異なってくる。

以上の検討を踏まえ、最判平成 13 年と本件を比較すると、両者とも、直接担当者（最判平成 13 年では H、本件では a）が媒介し、農協あるいは b 協会に対して形式的・外形的には欺罔が行われたことを前提に、詐欺の故意を否定している点で共通している。この点で本判決は最判平成 13 年の延長線上で理解できるものである。

もっとも、上記の通り、最判平成 13 年は故意のみならず、欺罔行為それ自体を否定しうる事案であった。その際のポイントは、客観的には虚偽の内容を有する書類の提出行為の意味が、直接担当した者と農協との関係如何によって異なってくるという点にあった。このことからすれば、本件において直接担当者である a が、少なくとも被告人側から見た場合に b 協会側の人間として位置づけられるのかどうかが重要である。

ところで、原判決は、販売店が被告人に対して無線設備等を納品する意思のあることが協会において代金の負担・交付の判断の基礎となる重要な事項に当たるから、その無線設備等の納品・受領の意思がないのに、これがあるように装って被告人がその無線設備等を受領した旨記載され被告人が署名押印した納品書の写しを添付してその代金の支払いを請求する行為は、詐欺罪にいう「人を欺く行為に当たるとしたうえで、「被告人はc社が無線設備などを納入する意思がないことを認識し、かつそれを受領する意思がなかった」場合に詐欺罪の故意が認められると問題を設定し、これを（ア）ないし（オ）の事実から認定した。このように原判決の立てた立証命題においては、まずa（販売店）の詐欺行為を問題とし、次いでそのことを被告人が認識していたのどうかの問題とされている。しかし、このように立証命題を設定すると、aの詐欺行為が認定されれば、aはb協会側と対立する者ということが前提とされてしまう。そうすると、aとb協会の関係が対立関係にあることが前提とされるので、あとはこのことを被告人が認識していたのかどうかだけが問題となり、それゆえ、被告人から見た場合のaとb協会の関係などが見過ごされてしまう。このことは、最判平成13年の検討で確認したように、aとb協会の関係が被告人の行為にとって有する意味を看過させてしまう点で問題である。

それに対して、本判決は本件において被告人に詐欺の故意ないし共謀を認めるにあたって重要なのは、「aとb協会、aとc社の関係、それらに対する被告人の認識」としたうえで、被告人から見た場合にaはb協会側の一員であるとして対応しているのか、それとも被告人側の一員、つまり共犯関係にあるものとして対応しているのかについて問い、この点、被告人はaがb協会の従業員であると認識しており、さらにaが自身の利益のためだけに振る舞っているということを知る機会もなかったとして被告人の故意及び共謀を否定したのである。

本判決の認定事実を前提にすると、被告人は直接担当者であるaがb協会側の人間であるものとして対応しており、被告人の行為は欺罔行為とは言い難い。というのも確かに、aだけの行為を見

ればb協会に対して詐欺を行っているが、しかし、被告人から見れば、a=b協会である以上、aの行為はb協会によるものとして理解されており、そうすると、被告人はa=b協会の提案に従っているにすぎず、それゆえ被告人の行為はb協会の錯誤を惹起する客観的適性を有する行為とはいえないし、そもそも被告人はaに対して虚偽の内容を伝えているわけでもないので、b協会に対する虚偽自体が存在しないからである。

もっとも、被告人に欺罔行為が認められないとしても、aの詐欺行為に対する幫助の可能性が考えられうる。しかしこれもまた否定されると思われる。というのも、上述の通り、被告人はa=b協会の提案に従っているにすぎず、それゆえいずれにせよa=b協会を欺く故意がないからである。

●——注

- 1) 松宮孝明『刑法各論講義〔第5版〕』（成文堂、2018年）258頁によれば、最判平成13年の事案につき相手方職員が事情を知っていたのであれば「その職員と共同して保険会社一本件では農協を騙したというのでない限り、すでに、欺罔行為自体が存在しないというべきであろう」とする。
- 2) 山口厚『刑法各論〔第2版〕』（有斐閣、2010年）250頁など。松宮・前掲注1）254頁は「人を錯誤に陥れて財産処分の動機を作り出すことを狙いとする行為」とする。
- 3) このような欺罔行為の理解につき、Michael Pawlik, *Betrügerische Täuschung durch die Versendung rechnungsähnlicher Angebotsschreiben?*, StV 2003, S. 297f. 欺罔行為の規範的理解に関する近時の日本における研究としては、川口浩一「詐欺罪における欺罔行為の意義」姫路38号304頁、富川雅満「詐欺罪における被害者の確認措置と欺罔行為との関係性(2)」新報122巻5=6号56頁以下など。

龍谷大学教授 玄 守道